

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円
<p>したがって、更新費用のうち当該簡易診療室において使用する相当分以外の額を、「病院全体の患者数」に占める「疑い患者以外の患者数」の割合を用いて案分するなどして算出した上で、対象経費の実支出額からこの額を除くなどして、適正な茨城県補助金の交付額を算定すると計 68,946,000 円となり、茨城県補助金の交付額 76,638,000 円との差額 7,692,000 円が過大となっていて、これに係る交付金 7,692,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。</p> <p>このような事態が生じていたのは、事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。</p>					
(104)	(105)	の計		268,093	92,545

(9) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業に係る分)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 57,318,000 円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業に係る分)は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付について」(令和3年厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、都道府県の大規模接種会場の設置及び運営等を通じて、市区町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされており、交付金の交付率は10分の10とされている。

本院が、^(注)3道県において会計実地検査を行ったところ、北海道において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注) 3道県 北海道、青森、石川両県

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付対象事業費 千円	左に対する交付金交付額 千円	不当と認める 交付対象事業費 千円	不当と認める 交付金相当額 千円	
(106)	厚生労働 本省	北海道	3	7,873,973	7,873,973	57,317	57,318

北海道は、令和3年度に、本件事業により新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場の設置及び運営等を交付対象事業費 7,873,973,274 円で実施したとして、国から交付金 7,873,973,000 円の交付を受けていた。また、北海道は、本件事業の実施に当たり、北海道新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営委託業務受託コンソーシアムと委託契約を締結しており、当該契約には道民や事業者等からの問合せに対応するコールセンター業務が含まれていた。

しかし、北海道を通じてコンソーシアムから提出されたコールセンター業務の従事者に係る勤務記録等の関係書類を確認したところ、①従事者の人件費について、従事時間数に業務に従事した実態のない時間数が上乗せされていたことや人件費単価に根拠のない金額が上乗せされていたこと、②通信機器の使用料等について、実費相当額に根拠のない金額が上乗せされていたことなどにより、交付対象事業費が過大に計上されていた。

したがって、人件費や使用料等を実績に基づき修正するなどして、適正な交付対象事業費を算定すると7,816,655,878円となり、前記の交付対象事業費7,873,973,274円との差額57,317,396円が過大に精算されていて、これに係る交付金57,318,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北海道において、本件事業の交付対象事業費の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(本件に関連する事態については、前掲65ページの総務省の項「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの」に掲記)

(10) 医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業に係る分)が過大に交付されていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 107,559,000円

医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」(平成21年厚生労働省発医政第0513001号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、都道府県が指定又は認定した周産期母子医療センターの充実強化を迅速かつ着実に推進することを目的として、その運営に係る経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、周産期母子医療センター運営事業の補助対象は、都道府県が実施する事業及び市町村や厚生労働大臣が適当と認める者等が実施する事業に対して都道府県が補助する事業とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る国庫補助金の交付額は、次の①から③までによるなどして算定することとされている。

- ① 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等の種目ごとに、所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と、総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額(以下「収入額」という。)を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ③ ②により選定された額に補助率(3分の1)を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して、少ない方の額を選定する。

周産期母子医療センター運営事業のうち、地域周産期母子医療センターの種目に係る①の基準額は、新生児集中治療室(NICU)、新生児回復室(GCU)等の部門ごとに、病床1床当たりの単価に当該部門の病床数を乗ずるなどした額を合算するなどして算出することとされている。ただし、黒字の部門(収入額が対象経費の実支出額を上回る部門)については、算出対象から除くこととされている。

本院が、^(注)9府県の29事業主体において会計実地検査を行ったところ、神奈川県^(注)の1事業主体において、対象経費の実支出額を過大に算出していた結果、黒字の部門が算出対象から除かれていなかったため、また、同県の1事業主体において、休床としていて事業の対象となる患者を受け入れていない病床を部門の病床数に含めていたため、国庫補助金計107,559,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1事業主体において対象経費の実支出額の算出についての理解及び確認が十分でなかったこと、1事業主体において基準額の算出対象となる病床についての理解が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 9府県 大阪府、秋田、神奈川、愛知、三重、山口、福岡、佐賀、宮崎各県